

TAX PRACTICE IN BANGLADESH

DECEMBER, 2023

1. バングラデシュの税務

バングラデシュの会計年度

- 新規設立の場合、設立日から翌6月30日まで
- 銀行、保険、金融機関は、1月1日から12月31日
- その他の会社は、7月1日から6月30日
- 支店や駐在員事務所などが、本店と同じ会計年度を導入したい場合、上記以外の会計年度も認められます

法人税率

- 非上場企業 : 27.5%
- 金融（投資銀行以外）、保険、携帯電話（非上場企業） : 40%
- 金融（投資銀行以外）、保険、携帯電話（上場企業） : 37.5%
- タバコ商品 : 45%
- 携帯電話オペレーション企業（公開会社） : 40%
- 携帯電話オペレーション企業（非公開会社） : 45%
- ニットおよび布帛の製造業者および輸出者 : 12%
- ニットおよび布帛の製造業者および輸出者
（グリーンビルディング認証を受けている場合） : 10%
- 配当収入 : 20%
- 原糸製造、染色、仕上げ、コーニング、製織、生地染色、プリントまたはその工程
（2022年7月1日から2025年6月30日まで適用） : 15%

全ての現地法人、支店、駐在員事務所はTIN番号を取得し、会計年度の終了時から7か月後の15日または翌9月15日のいずれか遅い時までには法人税を申告しなければなりません。

追加税（Additional Tax）

当局の事前承認なしに外国人を雇用した場合、法人税の50%または50万タカの高い方を支払わなければなりません。「雇用」については、実態や滞在日数などで判断されるので、出張の際には注意が必要です。

前払い法人税 (Advance Income Tax)

前年会計年度で収入が60万タカをこえる場合、前払い法人税が課されます。

付加価値税率 (VAT)

VAT は、商品およびサービスの提供、輸入に対して課されます。

一般的には15%ですが、商品やサービスによって、税率が分かれており、バングラデシュからの輸出には課されません。毎月、月末から15日以内に申告しなければなりません。



2. 優遇税制

バングラデシュでは様々な税制優遇を受けることができます。

新規に設立された製造業

2020年7月1日から2025年6月30日の間に特定の地域で設立された、指定製品を製造する製造業は、法人税の免税措置を受けることができます。自動車、バイオ肥料、携帯電話、薬品、家具、電気変圧器、殺虫剤、革製品など、30項目以上が指定されています。

インフラの新規設立

2024年6月30日までに新規設立された、特定の地域におけるインフラ事業に対して、免税措置が与えられます。インフラとは、深海港、高架、輸出加工区、ICTパーク、ハイテクパーク、高速道路、浄水施設、水道施設、電車、再生エネルギー、LNGターミナル及び伝送回線などが含まれます。

障がい者、第三の性の従業員の雇用

障がいをもつ従業員を、全従業員の10%以上又は25人以上雇用する企業は、以下のうち低い方の法人税の免税措置を受けることができます。

- 納税義務の5%
- 障がいをもつ従業員に支払われる給料全額の75%

第三の性の従業員の雇用についても、同様の免税措置を受けることができます。



Contact Information

TNY Legal Bangladesh

13か国15地域に拠点をもち、新興国への事業進出を検討している日系企業を対象に、法律面でサポートしているTNY Groupのバングラデシュオフィス。
日本人弁護士が常駐。バングラデシュでのビジネス成功のための必読書「バングラデシュ投資・労務ガイドブック」を発刊。バングラデシュの現地コンサルト会社のACE Advisoryと提携。

<https://tny-bangladesh.com>
House-67 (Level-7), Road-4Block-C, Banani, Dhaka-1213, Bangladesh.



ACE Advisory

バングラデシュ国内の会計・税務のコンサルタント会社であり、TNY Legal Bangladeshのほか、アンダーセングローバルと提携。会計・税務業務、BPO等幅広い業務を提供。

<https://aceadvisory.biz>



本稿は、2023年12月の情報に基づきます。本情報は概要であり、個別具体的な事例に応じて変わる場合があります